

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の概要について

法務省保護局参事官

守谷哲毅 Tetsuki Moriya

I はじめに

令和7年12月3日、第219回国会において、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が成立し、同月10日に公布された¹（令和7年法律第82号）。

本法律は、持続可能な保護司制度を確立するため、保護司法（昭和25年法律第204号）の改正を中心として、更生保護法（平成19年法律第88号）及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）等の改正も含んでおり、これらの改正が相まって更生保護制度をより充実させることを目的としている。

本稿では、保護司法の改正部分を中心に、今後の法改正に至った背景事情や改正内容、その意義等について解説する。なお、本稿中意見にわたる部分は、筆者の私見である。

II 保護司制度の概要及び保護司法等の改正に至る背景事情

1 保護司制度の概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者や非

行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯や再非行を防ぎ、自立と改善更生を支援して、安全・安心な地域社会をつくることを目指すものであり、新たな加害者も被害者も生まないための営みである。

その中核である保護観察処遇は、心理学、教育学、社会学などの専門的知識に基づいて職務を遂行する保護観察官と、法務大臣から委嘱された民間ボランティアである保護司（身分は非常勤の国家公務員）の協働態勢で実施されている。保護司は、社会に戻ってきた保護観察対象者を地域の一員として受け入れ、指導や支援を通じてその社会復帰を支えたとともに、地域における広報・啓発などの犯罪予防活動を行うなど、地域の安全・安心にとって欠くことのできない存在となっている。このように、官民が連携して保護観察処遇等に関わる方法が制度的に確立しているのは世界的に見ても極めて珍しく、我が国の更生保護制度の大きな特徴ともいえる。

2 保護司制度の源流と制度の確立

若干迂遠となるが、今般の改正の背景や内容を見る前に、保護司制度の歴史を確認しておきたい。

我が国の保護司制度は、明治期の民間主導の

¹ 当該法律については、以下のウェブサイトの資料も参照されたい。〈https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo06_00009.html〉